

ひとみ

発行
相生市教育委員会
(人権教育推進室)
電話 23-7145
平成31年2月号
(第40号)

【働きやすい職場に向けて】



平成30年8月の総務省の労働力調査によりますと、日本の就業率は正規・非正規を合わせると、15歳以上全体で60.6%、15歳から64歳までで77.4%、65歳以上で24.8%となっています。この就業率は、15歳から64歳まで、65歳以上からのどちらの世代でも上昇しており、少子高齢社会が進む中、今後も働き手不足により就業率が上がると予想されています。

そのような中、テレビや新聞などのメディアからは、職場において、長時間労働、ハラスメント、不当な扱いなどさまざまな問題が報じられ、職場における人権尊重が課題になっています。次のグラフは、「働く人の人権について、あなたが最近特に問題があると思われるのは、どのようなことですか。」の問いに対しての結果を一部抜粋したものです。ご覧になってどう感じられるでしょうか。働くすべての人の人権が守られ、一人一人が力を発揮できる職場に向けて、一度考えてみませんか。

休暇制度があっても
とれないような実態がある

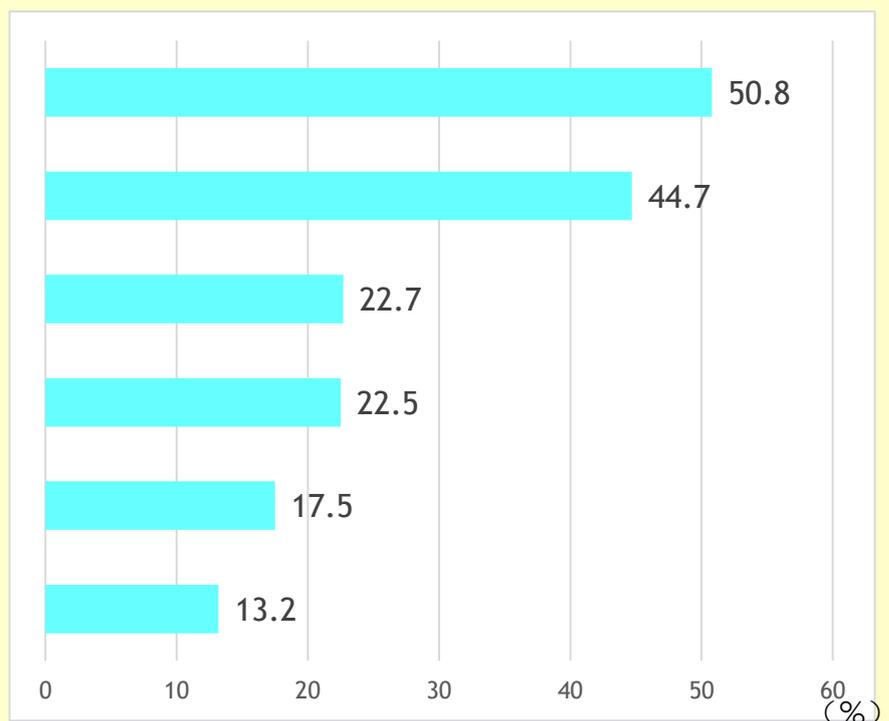
長時間労働が常態化して仕事
と生活のバランスがとれない

ハラスメントがある

働く意欲や能力があるのに高齢者
の雇用と待遇が保障されていない

雇用や昇給において
男女の待遇に差がある

障害のある人の働く場所や機会が
少なく、待遇が保障されていない



ハラスメントについて

職場における人権問題の一つに、ハラスメントがあります。ハラスメントとは、行為者本人の意識の有無に関わらず、相手を不快にさせ、自身の尊厳を傷つけられたと感じさせる発言や行動をさします。ハラスメントが行われる背景に、ハラスメントの加害者が自分の行為をハラスメントと自覚していないこと、この程度のことは大丈夫だろうという認識の甘さがあると言われています。ハラスメント防止には、まずハラスメントに対して正しく知ることが大切と言われています。いくつか代表的なものを紹介します。



セクシャルハラスメントとは

職場において性的な冗談やからかいなど、相手の意に反する性的な言動が行われ、相手を不快にしたり、拒否したこと で不利益な扱いをしたりする行為です。



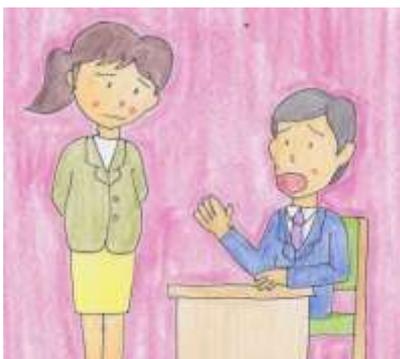
パワーハラスメントとは

職場において、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景にして、業務の適正な範囲を超えて、精神的、身体的な苦痛を与える行為です。



マタニティーハラスメントとは

職場において、妊娠、出産、育児をきっかけに精神的、身体的な苦痛を与えたり、それを理由として解雇など不利益な扱いをしたりする行為です。



モラルハラスメントとは

言葉や態度、身振りや文書などによって、相手の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的身体的に苦痛を与えたりする行為です。





ハラスメントは、人間関係の円滑化や業務上の指導のための言動との線引きが難しいと言われ、誰もが加害者にも被害者にもなるおそれがあります。ハラスメントを防ぐためには、自分や相手の言動がハラスメントに該当するか注意を払うとともに、職場全体でハラスメントを防止しようとする気持ちが大切です。

一度みなさんのまわりの環境を、ハラスメント防止の視点でチェックしてみませんか。もしも該当する項目が多かった場合、みなさんを含め職場の誰かが不快な思いをしているかもしれません。

自分の言動について

- 自分の言動で、人がどう感じているか気にならない。
- 部下や同僚から意見を言われたり、反論されたりするとイラッとする。
- 人は厳しく指導しないと育たないと考えている。
- 感情的になって、すぐその場で思ったことを言うてしまうほうだ。
- 業績を上げるためには、終業時刻の間近であっても、個別の事情があっても、残業を要請するのは当然だと思う。

こうした方が
いいと思いますが…。



自分のストレスについて



- 仕事が気になって夜眠れなかったり、朝、職場に出勤するのがつらいと感じたりする。
- 最近集中力が落ちて、仕事のミスが増えたように感じる。
- 自分は、今の仕事に対して能力が足りないと思うことが多い。
- 職場で疎外感を感じたり、信頼して相談できる人がいないと感じたりする。
- 職場には気軽に日常的な話をする雰囲気がないと感じている。

職場の環境について

- 朝夕のあいさつや相手を気遣った声かけがない。
- 職場に、失敗やミスが許されない、誰かが困っていても自己責任という雰囲気がある。
- ミスに対して人前で強い口調で叱責することが当たり前の雰囲気になっている。
- 過重なノルマや一人では無理な仕事量を与えられている人がいる。
- 能力や経験に見合わない業務を課せられる人がいる。



もしハラスメントを受けたら、見かけたら

ハラスメント発生

伝えましょう

相手は嫌がっていることを気づいていない場合があります。また、一人でがまんしたり、無視したり、受け流したりするだけでは必ずしも状況は改善されません。できるなら勇気をもって行動し、自分の意思を伝えることが大切です。

記録しましょう

ハラスメントを受けた日時や内容についてできるだけ詳しく記録しておきましょう。もし可能ならば、周囲の人の証言をもらってください。

相談しましょう

まず、家庭や職場の身近で信頼できる人に相談しましょう。そこで解決が困難な場合は、職場や労働基準監督署などの相談窓口に応し出る方法などを考えましょう。

姫路労働基準監督署 総合労働相談コーナー ☎079-256-5793

助けましょう

見て見ぬふりは、ハラスメントに加担していることとなります。ハラスメントの行為者に注意を促す、被害者の相談にのる、周囲の人に助けを求める、相談窓口伝える、記録をとるなど、自分ができうる事を考えましょう。

厚生労働省リーフレット「職場でつらい思いしてませんか」参照

ハラスメントは、男性へのセクシャルハラスメントや、上司や先輩へのパワーハラスメントなどもあります。「男性のセクシャルハラスメントを相談していいのか?」「上司へのパワーハラスメントは信じてもらえるのか?」と思わず、相談することが大切です。

ハラスメントが発生しないことが大切ですが、もしも自分自身に対してハラスメントが発生したとき、自分のまわりで見聞きしたときにどのように対処するか考えておくことも大切です。

今後日本では、さまざまな立場や背景を抱えた方が、これまで以上に仕事に就くことが予想されます。だからこそ、「一人一人を尊重する。」という考え方を軸にして、誰もが力を発揮していきいきと働くことができる職場づくりが望まれているのではないのでしょうか。また、一人一人を尊重するという考え方は、職場だけでなく、家庭や地域でも大切にしていかなければなりませんね。

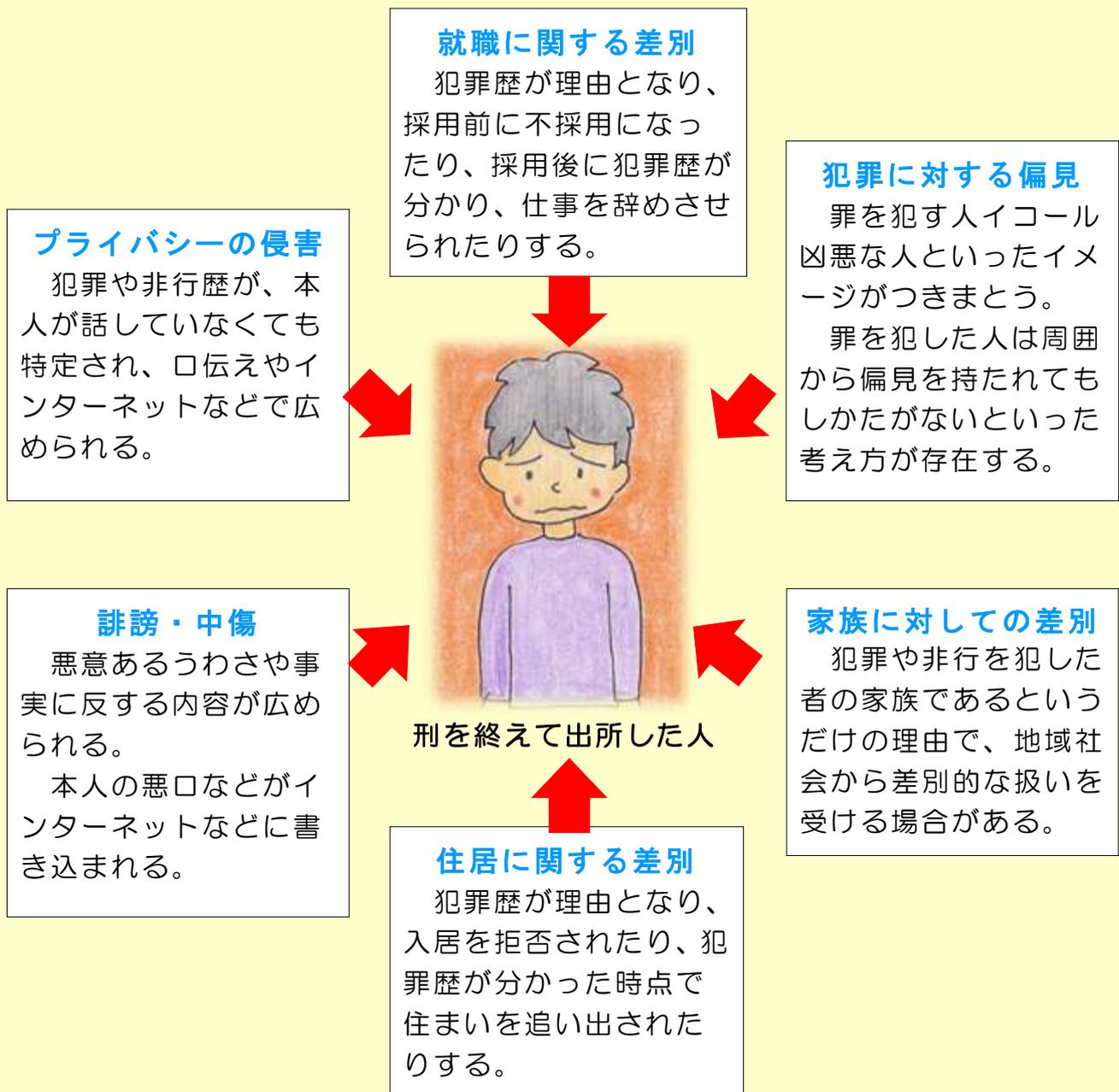


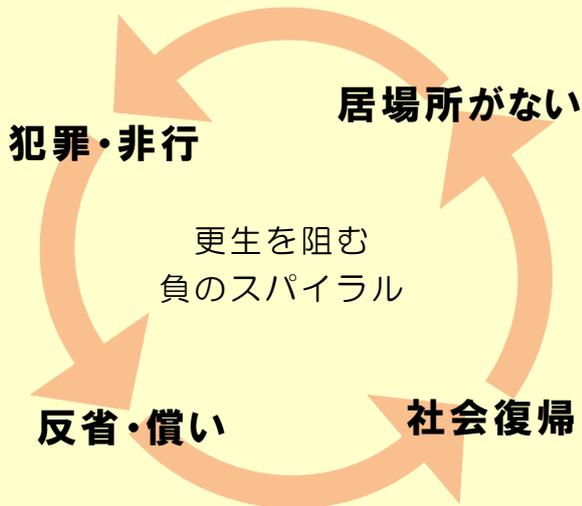
刑を終えて出所した人の人権

私たち一人一人の人権が尊重される社会づくりに向けて、法務省が取り組む平成30年度啓発活動強調事項の中に「刑を終えて出所した人の人権」があります。刑を終えて出所した人、執行猶予の判決を受けた人、非行を犯し保護観察処分を受けた人などに対する偏見や差別は根強いものがあります。この方たちは出所後、地域の一員として生活していくこととなりますが、就職や入居をはじめとした社会復帰の機会から排除されるなど、自分の居場所を見つけることができない厳しい現実があるとされています。



【刑を終えて出所した人を取り巻く環境】





居場所とは？

「支えてくれ、相談できる仲間」
「生きがいを感じる事が
できる職場」
「帰ることができる場所」
など立ち直りを見守る人や場所のこ
とをさします。

法務省リーフレット「社会を明るくする運動」参照



上記の図のように、本人が社会復帰をする努力をしても、地域社会がその受け入れに対して否定的な態度をとった場合、更生意欲がそがれたり、更生自体が阻害されたりすることにつながります。それは再び犯罪に手を染めてしまう危険性を高めることとなります。

そうすると、犯罪が起こり誰かの人権が侵害される
→ 刑を終えて出所した人の人権が侵害される →
犯罪が起こり誰かの人権が侵害される → 刑を…
とつながり、人権侵害が繰り返されることとなります。これを断ち切るために、私たちができることはないでしょうか。

まちの人権トピックス

「365×14 回分のありがとう」

道徳の時間に、「365×14 回分のありがとう」の学習をしました。重い心臓病で14さいで亡くなった佐江子さんがお母さんに今までの感謝の思いを手紙で伝えていました。ぼくは、この学習をして、親のありがたさや親が子どもを一番に思ってくれていることに気づきました。ぼくのお母さんもぼくのためにいろんなことをしてくれたり、時には、厳しくおこってくれたりします。ぼくのことを大切にしてくれているからこそやってくれることだと思いました。当たり前になりすぎて気づきにくいことだけど、ぼくも佐江子さんのようにお母さんに感謝を伝えたいです。 (市内小学6年生)

人権啓発リーフレット「澄んだ瞳 第66号」より

人権ふれ愛コンサートのご意見・ご感想

人権ふれ愛コンサート（12月16日開催）へのご参加ありがとうございました。次のようなご意見・ご感想がありました。



- ちひろさんのやさしい歌声に心を癒されて元気をもらいました。
- ちひろさんの透き通る声、ささやくような語りにどんどん心が洗われていくようでした。
- 曲の間にこれまで経験されたことを話してもらって、私自身考え直す機会となりました。
- 金子みすゞさんの詩は知っていましたが、活字で読むだけと違って曲がつくと心の中にできるイメージの世界がとっても広がりました。次に金子みすゞさんの詩集を読むときが楽しみです。
- ちひろさんのあったかい歌声と思いの詰まったお話で、あっという間の90分でした。これからも参加したいと思います。

「ひとみ11月号」のご意見・ご感想

たくさんのご応募ありがとうございました。応募者（正解者）の中から抽選により、「2019こころカレンダー」をお届けしました。また、たくさんのご意見・ご感想をありがとうございました。今後の参考とさせていただきます。

「ひとみ 11月号」
人権クロスワード
パズルの答え
「やさしさ」

- 人権作文やポスターを拝見し、人に対する思いやり、助け合い、やさしさが本当に大切だと思いました。
- 「ぼくの居場所」を読んで、どんな小さいことでも役に立つことがある。一人暮らしの私ですが、何か「ほっ。」として、今のままの自分で大丈夫と思え、うれしい気持ちになりました。
- 子どもの作文や絵を見て、いつも元気をもらっています。また、家の前を通る子どもたちがいつも笑顔であいさつをしてくれます。
- 人権問題は昔と違って、現代ならではのネット上の問題になってきているんだなあと思いました。親として子どもを取り巻く環境について考えさせられました。
- いつも「ひとみ」を見て、自分を振り返る機会にしています。これからも、いろいろな人権問題をわかりやすく紹介してください。

「おとなの人権教室」

小学校では、平成30年度から「特別な教科 道徳」の教科化にあたり、検定教科書が使用されるようになりました。今回はそれらの教育内容にふれていただくとともに、内容について考えていただき、日常生活の中の当たり前でつい忘れがちになる大切なものを再認識していただく機会にさせていただければと思います。下の資料は小学3年生用「小学生の道徳」(廣済堂あかつき)にある「電池が切れるまで」です。

電池が切れるまで

命

宮越 由貴奈

命はとても大切だ
人間が生きるための電池みたいだ
でも電池はいつか切れる
命もいつかはなくなる
電池はすぐにとりかえられるけど
命はそう簡単にはとりかえられない
何年も何年も
月日がたつてやっと
神様から与えられるものだ
命がないと人間は生きられない
でも
「命なんかいらさない。」
と言って
命をむだにする人もいる
まだたくさん命をつかえるのに
そんな人を見ると悲しくなる
命は休むことなく働いているのに
だから 私は命が疲れたと言うまで
せいっぱい生きよう

宮越由貴奈ちゃんが、この詩を書いたころ、テレビのニュースでは、毎日のように、命をそまつにすることけんやいじめが伝えられています。

でも、病院に入院している由貴奈ちゃんのまわりには、苦い薬を飲み、いたいちりょうもがまんして、がんばって生きている子ばかりです。

「生きてくても生きられない子がいるのに、どうして命をそまつにして、友達をいじめたりするの?」

こんなふうに思っていたとき、由貴奈ちゃんは、自分たちの命がまるで電池のようだと思えました。けれど、命の電池は、交換することができません。

「自分の命も、友だちの命も大事にしよう! 病気でもがんばろう!」

由貴奈ちゃんは、そんな思いをこめてこの詩を書いたのです。

由貴奈ちゃんは、この詩を書いてから四か月後になくなりました。まだ十一さいでした



詩にこめられた由貴奈ちゃんの思いから、生命の尊さについて考える学習内容です。

たった一つの命、かけがえのない命、たくさんの人に守られている命、命のとらえ方はさまざまですが、生命の尊さを知り、自分や周りの友だちを大切にしようとする思いは、人権尊重の心につながりますね。